

半期報告書

(第14期中) 自 平成17年 4月 1日
至 平成17年 9月30日

株式会社オールアバウト

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

(941804)

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

E D I N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	13
(4) 大株主の状況	14
(5) 議決権の状況	14
2. 株価の推移	15
3. 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
中間財務諸表等	17
(1) 中間財務諸表	17
(2) その他	26
第6 提出会社の参考情報	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月20日
【中間会計期間】	第14期中（自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日）
【会社名】	株式会社オールアバウト
【英訳名】	All About, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江幡 哲也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション室長 森田 恭弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03（5447）3700（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション室長 森田 恭弘
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高（千円）	—	—	1,364,852	1,129,080	2,212,239
経常利益（△は損失） （千円）	—	—	42,534	△109,946	300,333
中間（当期）純利益（△は損 失）（千円）	—	—	39,125	△127,056	276,877
持分法を適用した場合の投資 利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	1,110,400	1,565,007	365,000
発行済株式総数（株）	—	—	65,316.66	51,152.66	56,452.66
純資産額（千円）	—	—	3,191,930	512,407	1,319,285
総資産額（千円）	—	—	3,704,149	744,225	1,775,651
1株当たり純資産額（円）	—	—	48,868.55	10,017.22	23,369.77
1株当たり中間（当期）純利 益（△は損失）（円）	—	—	683.29	△2,967.00	5,128.87
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益（円）	—	—	620.74	—	—
1株当たり中間（年間）配当 額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	—	—	86.2	68.9	74.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	—	—	192,693	△38,057	411,095
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	—	—	△101,941	120,943	△67,939
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	—	—	1,823,388	196,120	527,870
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（千円）	—	—	3,119,564	334,399	1,205,425
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	— （—）	— （—）	110 （4）	63 （1）	86 （1）

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第14期中間会計期間が半期報告書の提出初年度であり、当該中間会計期間より証券取引法第193条の2の規定に基づく中間監査を受けているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 平成17年3月期以前における潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、第12期より新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんでしたので記載しておりません。

2【事業の内容】

本年5月より、当社がこれまで主力事業としてまいりましたインターネット広告事業に次ぐ新規事業として、「スタイルストア事業」を開始しております。「スタイルストア事業」は、これまで「All About」が培ってきた編集力や、スタイリストと呼ばれる「人」による目利きを通して、カスタマーに対しライフスタイルや利用シーンとともに商品を紹介、販売する「ライフスタイル提案型オンラインショップ」であります。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数（人）	110（4）
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工は含み常用パートは除く。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、中国におけるカントリーリスクの顕在化や、原油価格の高騰といった懸念材料はあったものの、収益力の改善や、設備投資の増加といった企業部門の好調さが家計部門にも波及し、景気は一時の調整局面を脱却し、緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、インターネットビジネス市場につきましては、ブロードバンド環境の普及が進む中で、ECやネット証券等のサービスを始めとして、引き続き実体経済の伸び率を大きく上回る成長が見込まれております。

当社の主力事業であるインターネット広告の市場におきましても、インターネット広告に対する注目度は各業界の大手企業を中心にさらに高まり、企業の広告予算におけるインターネット広告の占める割合は増加傾向にあります。

このような状況の中、当社は独自性のある商品の販売に力を入れながら、引き続きインターネット広告事業の拡大に注力してまいりました。また、戦略的投資として、今期よりインターネット広告事業以外の新規事業の展開も開始するとともに、期初の計画通り、大型プロモーションを実施しております。

この結果、当中間会計期間の売上高は1,364百万円、営業利益は66百万円、経常利益は42百万円となっております。

大型プロモーションの費用170百万円の計上があった為に、中間期末時点におきましては、前年同期比での減益となっておりますが、この要因を除けば、主力事業であるインターネット広告事業における収益力は拡大しており、これは一時的・限定的な現象であります。

なお、当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との比較分析は行っておりません。

(以下「(2) キャッシュ・フロー」及び「2 生産、受注及び販売の状況」においても同じ。)

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、サーバー等の有形固定資産の取得57百万円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得42百万円等の減少要因があったものの、税引前中間純利益42百万円、未払費用の増加額103百万円の増加要因に加え、株式の発行による収入1,823百万円があったために、前期末比1,914百万円増加の3,119百万円となっております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動による資金の増加額は、192百万円となりました。これは主に、税引前中間純利益が42百万円計上され、減価償却費の計上額が49百万円あったことに加え、未払費用の増加額が103百万円あったことにより資金が増加したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動による資金の減少額は101百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出57百万円、無形固定資産の取得による支出42百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動による資金の増加額は1,823百万円となりました。これは、全て株式発行による収入であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	
	金額 (千円)	
インターネット広告事業		
インプレッション広告	90,418	
トラフィック広告	346,018	
エディトリアル広告	458,469	
スポンサーサイト	287,141	
その他	174,669	
インターネット広告事業計	1,356,717	
スタイルストア事業	8,135	
合計	1,364,852	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社サイバーエージェント	219,448	16.2
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	137,051	10.1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に計画した重要な設備の新設、改修等について、以下の見直しを行っております。

(1) 重要な設備の新設

新規事業システムの開発について、現在の投資の進捗状況を勘案し、完了予定時期の見直しを行っております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	サービス機能強化のための システム開発	134,000	—	自己資金	平成17年 10月	平成19年 3月	—
	新規事業システムの開発	40,000	—	自己資金	平成17年 6月	平成18年 3月	—
	広告集計システムの開発等	36,000	—	自己資金	平成18年 1月	平成19年 3月	—
	インフラ（サーバ等）の増 強	80,000	—	自己資金	平成17年 10月	平成20年 3月	—
	インターネット広告事業 における新商品開発	30,000	—	自己資金	平成18年 4月	平成19年 3月	—

(注) 資金調達方法に記載の自己資金には、平成17年9月12日払込の一般募集による増資資金が含まれております。

(2) 重要な改修

販売管理システムの改修について、現在の投資の進捗状況を勘案し、完了予定時期の見直しを行っております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	販売管理システムの改修	11,000	6,577	自己資金	平成17年 2月	平成18年 3月	—

(注) 資金調達方法に記載の自己資金には、平成17年9月12日払込の一般募集による増資資金が含まれております。

(3) 重要な設備の除却等

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	225,810
計	225,810

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成17年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年12月20日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	65,316.66	65,316.66	ジャスダック証券取引所	—
計	65,316.66	65,316.66	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の内容は次のとおりであります。

① 平成13年1月4日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注8)	(1号新株引受権) 28	(1号新株引受権) 28
	(2号新株引受権) 75	(2号新株引受権) 75
	(3号新株引受権) 108	(3号新株引受権) 108
	(4号新株引受権) 106	(4号新株引受権) 106
	(5号新株引受権) 104	(5号新株引受権) 104
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	(1号新株引受権) 自平成15年2月1日 至平成20年1月31日	(1号新株引受権) 自平成15年2月1日 至平成20年1月31日
	(2号新株引受権) 自平成15年8月1日 至平成20年1月31日	(2号新株引受権) 自平成15年8月1日 至平成20年1月31日
	(3号新株引受権) 自平成16年2月1日 至平成20年1月31日	(3号新株引受権) 自平成16年2月1日 至平成20年1月31日
	(4号新株引受権) 自平成16年8月1日 至平成20年1月31日	(4号新株引受権) 自平成16年8月1日 至平成20年1月31日
	(5号新株引受権) 自平成17年2月1日 至平成20年1月31日	(5号新株引受権) 自平成17年2月1日 至平成20年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注5) (注6)	(注5) (注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注7)	(注7)

(注) 1. 当社が株式の分割(配当可能利益または資本準備金の資本組み入れによる場合も含むものとする。)または併合を行う場合には、未行使の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後新株引受権付与数} = \text{調整前新株引受権付与数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が、株主全員に対し持株数に比例して新株を割り当てる方法で時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整される(1株未満は切り捨てるものとする)。なお、調整前新株発行価額は、(注3)(注4)の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味する。

$$\text{調整後新株発行株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

3. 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株発行価額は、次の算式により調整される（調整により発生する1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後新株発行価額} = \frac{1}{\text{調整前新株発行価額} \times \text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が、株主全員に対し持株数に比例して新株を割り当てる方法で時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、新株発行価額は、次の算式により調整される（調整により発生する1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times \text{1株当たりの払込金}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株引受権の行使の条件

- ① 新株引受権の行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,000万円を超えないこととする。
- ② 被付与者は、当社が株式を公開するまでは、新株引受権を行使することができないものとする。
- ③ 被付与者は、新株引受権の行使については、以下の条件に服する。

(1) 1号新株引受権

本契約締結日後1号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、1年6ヶ月以上であること。

(2) 2号新株引受権

本契約締結日後2号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、2年以上であること。

(3) 3号新株引受権

本契約締結日後3号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、2年6ヶ月以上であること。

(4) 4号新株引受権

本契約日締結後4号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、3年以上であること。

(5) 5号新株引受権

本契約締結日後5号新株引受権を行使するまでに、休職期間を控除した被付与者の勤務期間（但し、取締役会が別途認めた休職については、控除すべき休職期間から除くものとする）が、3年6ヶ月以上であること。

6. 新株引受権の喪失の条件

- ① 被付与者は、死亡以外の事由により被付与者が当社の取締役、監査役又は使用人ではなくなった場合、当社に対する新株引受権を一切喪失するものとする。但し、会社が、取締役会決議で特別に認めるときに限り、取締役会決議に定められる条件に従って新株引受権が存続することがある。
 - ② 被付与者は、死亡した場合、新株引受権行使期間未到来の新株引受権を喪失するものとする。
7. 被付与者は、当社に対する新株引受権を第三者に譲渡することができないものとする。
8. 新株引受権の数及び新株引受権の目的となる株式の数は、当初付与時は2,600株でしたが、権利行使により1,159株、付与対象者の退職による権利喪失に伴い1,020株減じております。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,145	1,145
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注5)	1,145	1,145
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成22年7月30日	自 平成17年8月1日 至 平成22年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	(注4)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権発行時において当社が業務委託契約をしている当社の従業員でないプロデューサーであった新株予約権者については、新株予約権行使時においても当社との間でプロデューサー業務に関する業務委託契約を有効に締結し、遵守していることを要する。また、かかる当社の従業員ではないプロデューサーは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ④ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。

- ⑦ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ⑧ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
- (i) 平成18年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
- (ii) 平成18年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
- (iii) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
- (iv) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。
4. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は1,729株でしたが、権利行使により505株、付与対象者の退職による権利喪失に伴い79株減じております。

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,758	2,758
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注5)	2,758	2,758
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	100,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日	自 平成18年8月1日 至 平成23年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 100,000 資本組入額 50,000	発行価額 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	注3	注3
新株予約権の譲渡に関する事項	注4	注4

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとしします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとしします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとしします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。

- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
- (i) 平成19年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
- (ii) 平成19年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
- (iii) 平成20年1月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
- (iv) 平成20年7月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。
4. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は2,820株でしたが、付与対象者の退職による権利喪失に伴い、62株減じております。

④ 平成16年9月14日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	166	166
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注5)	166	166
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	100,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日	自 平成18年11月1日 至 平成23年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 100,000 資本組入額 50,000	発行価額 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	注3	注3
新株予約権の譲渡に関する事項	注4	注4

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の役員または従業員であること、および新株予約権行使時までに通算休職期間が半年以上無いことを要する。ただし、取締役会決議で特別に認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その新株予約権は行使できないものとする。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、担保差入れその他一切の処分をすることができないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社株式にかかる株券が、店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録された日または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降においてのみ新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間内のいずれの暦年においても年間の権利行使価額の総額が1,200万円を超えてはならないものとする。
- ⑥ 新株予約権者は、終了している直前2回の四半期においていずれも営業利益が計上されている四半期においてのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ⑦ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする）。なお以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。
 - (i) 平成19年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の2分の1までとする。
 - (ii) 平成19年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の5までとする。
 - (iii) 平成20年4月30日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の6までとする。
 - (iv) 平成20年10月31日までに行使できる新株予約権の合計数は、割当数の8分の7までとする。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の第三者に対する譲渡はできないものとする。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、当初付与時は172株でしたが、付与対象者の退職による権利喪失に伴い、6株減じております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成17年9月12日 (注) 1	7,200	63,652.66	703,800	1,068,800	1,046,520	1,311,520
平成17年9月13日～9月30日 (注) 2	1,664	65,316.66	41,600	1,110,400	41,600	1,353,120

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 243,100円
 資本組入額 97,750円
 払込金総額 1,750,320千円

2. 新株予約権の行使による増加

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	31,659.66	48.48
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	23,335	35.73
江幡 哲也	東京都渋谷区松濤2-11-9	340	0.52
大阪証券金融株式会社 (業務口)	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	310	0.47
藤山 さゆり	東京都大田区石川町1-24-5	300	0.45
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	226	0.34
時田 裕	栃木県小山市駅南町6-6-16	218	0.33
ビービーエイチフォーフィ デリティージャパンスモー ルカンパニーファンド (常任代理人 株式会社東 京三菱銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1 カストディ 業務部)	200	0.30
加藤 健太	東京都港区台場1-1-1	170	0.26
松井証券株式会社 (一般信 用口)	東京都千代田区麴町1-4	163	0.24
計	—	56,921.66	87.15

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 65,316	65,316	—
端株	普通株式 0.66	—	—
発行済株式総数	65,316.66	—	—
総株主の議決権	—	65,316	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	—	2,280,000
最低(円)	—	—	—	—	—	1,010,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成17年9月13日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の状況】

平成17年8月12日の有価証券届出書提出以降、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年 3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		3,119,564		1,205,425		
2. 売掛金		301,331		307,063		
3. 未成制作費		7,128		4,357		
4. その他		8,772		8,096		
貸倒引当金		△809		△829		
流動資産合計			3,435,987	92.8	1,524,113	85.8
II 固定資産						
1. 有形固定資産	※1					
(1) 建物		18,744		20,340		
(2) 工具器具備品		88,134		85,369		
有形固定資産合計		106,878		105,710		
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア		95,797		79,914		
(2) その他		2,795		5,224		
無形固定資産合計		98,593		85,138		
3. 投資その他の資産						
(1) 差入保証金		58,762		58,762		
(2) その他		5,519		3,498		
貸倒引当金		△1,592		△1,571		
投資その他の資産合計		62,689		60,689		
固定資産合計			268,161	7.2	251,538	14.2
資産合計			3,704,149	100.0	1,775,651	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年 9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		14,637		23,525	
2. 未払費用		371,281		268,063	
3. 未払法人税等		7,005		7,290	
4. 賞与引当金		70,594		59,679	
5. ポイント引当金		1,122		—	
6. その他	※2	47,577		97,807	
流動負債合計			512,218		456,365
負債合計			512,218	13.8	456,365
(資本の部)					
I 資本金			1,110,400	30.0	365,000
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		1,353,120		265,000	
2. その他資本剰余金		412,407		412,407	
資本剰余金合計			1,765,527	47.7	677,407
III 利益剰余金					
1. 中間(当期) 未処分利益		316,003		276,877	
利益剰余金合計			316,003	8.5	276,877
資本合計			3,191,930	86.2	1,319,285
負債資本合計			3,704,149	100.0	1,775,651

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
I 売上高	※1		1,364,852	100.0	2,212,239	100.0
II 売上原価			63,320	4.6	114,480	5.2
売上総利益			1,301,532	95.4	2,097,758	94.8
III 販売費及び一般管理費			1,234,645	90.5	1,795,529	81.2
営業利益			66,887	4.9	302,229	13.6
IV 営業外収益			7	0.0	234	0.0
V 営業外費用			24,360	1.8	2,129	0.0
経常利益			42,534	3.1	300,333	13.6
VI 特別利益			8	0.0	—	—
VII 特別損失			511	0.0	21,165	1.0
税引前中間(当期)純利益			42,031	3.1	279,167	12.6
法人税、住民税及び事業税			2,906	0.2	2,289	0.1
中間(当期)純利益			39,125	2.9	276,877	12.5
前期繰越利益又は損失(△)			276,877		△1,052,600	
資本減少による欠損填補額			—		1,052,600	
中間(当期)未処分利益			316,003		276,877	

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		42,031	279,167
減価償却費		49,929	84,806
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△8	118
賞与引当金の増加額 (△減少額)		10,915	14,454
ポイント引当金の増加 額 (△減少額)		1,122	—
受取利息		△5	△4
新株発行費		10,131	2,129
固定資産除却損		511	11,806
売上債権の減少額 (△ 増加額)		5,721	△130,315
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△2,771	452
その他流動資産の減少 額 (△増加額)		△675	△5,052
仕入債務の増加額 (△ 減少額)		△8,888	9,110
未払費用の増加額 (△ 減少額)		103,218	133,363
未払消費税の増加額 (△減少額)		△18,542	8,932
その他流動負債の増加 額 (△減少額)		2,100	4,077
その他固定資産の減少 額 (△増加額)		190	335
小計		194,978	413,381
利息の受取額		5	4
法人税等の支払額		△2,291	△2,290
営業活動によるキャッ シュ・フロー		192,693	411,095

		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー			
有形固定資産の取得に よる支出		△57,058	△38,880
無形固定資産の取得に よる支出		△42,159	△10,453
差入保証金の差入によ る支出		—	△44,437
差入保証金の回収によ る収入		—	25,832
その他		△2,723	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△101,941	△67,939
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
株式の発行による収入		1,823,388	527,870
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,823,388	527,870
IV 現金及び現金同等物の増 加額		1,914,139	871,025
V 現金及び現金同等物の期 首残高		1,205,425	334,399
VI 現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	※1	3,119,564	1,205,425

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 未成制作費 個別法による原価法を採用しております。	(1) たな卸資産 未成制作費 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具器具備品 4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 (3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
4. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

追加情報

<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(外形標準課税の計上) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当会計期間から「法人税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が5,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年 9月30日)	前事業年度末 (平成17年 3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 91,518千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 73,593千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	—————

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
※1 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 10,131千円 株式公開関連費用 14,228千円	※1 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 2,129千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 17,925千円 無形固定資産 31,471千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 26,404千円 無形固定資産 57,653千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 9月30日現在) (千円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,119,564	現金及び預金勘定 1,205,425
現金及び現金同等物 3,119,564	現金及び現金同等物 1,205,425

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
1株当たり純資産額	48,868.55円	1株当たり純資産額	23,369.77円
1株当たり中間純利益金額	683.29円	1株当たり当期純利益金額	5,128.87円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	620.74円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載していません。	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び1株当たり潜在株式調整後中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益(千円)	39,125	276,877
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	39,125	276,877
期中平均株式数(株)	57,259.94	53,984.16
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	5,769.89	—
(うち新株引受権)	(1,079.47)	—
(うち新株予約権)	(4,690.42)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	(1) 旧商法280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権 新株引受権 1種類 潜在株式の数 1,580株 (2) 新株予約権 新株予約権 3種類 潜在株式の数 4,648株 なお、詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資）及びその添付書類
平成17年 8月12日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成17年 8月25日及び平成17年 9月 5日関東財務局長に提出。
平成17年 8月12日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社 オールアバウト

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤田 勲 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今井 靖容 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 船山 卓三 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オールアバウトの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オールアバウトの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。